令和７年１月21日（火）

確定申告期において留意すべき事項
（個人課税関係）

目次

Contents

Ⅰ　税額控除・所得控除に関する主な改正

1.　所得税の定額減税 …… 1
2.　住宅借入金等特別控除の拡充措置 …… 5
3.　国外居住親族に係る送金関係書類の範囲の拡充 …… 7
4.　医療費控除に関する改正 …… 8

Ⅱ　申告手続・申告書等の様式に関する主な改正等

1.　住宅借入金等特別控除の適用に係る手続（年末残高調書方式） …… 13
2.　退職所得の申告について …… 15
3.　確定申告書等の様式改訂 …… 16

Ⅰ　所得控除・税額控除に関する主な改正

1-1 所得税の定額減税

概要

- ○ デフレ完全脱却のための一時的な措置として、**令和６年分所得税の減税**を実施
- ○ 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族**１人につき３万円**（住民税は１万円）
- ○ **合計所得金額1,805万円**（給与収入2,000万円相当）**超の高額所得者**は、**減税の対象外**

実施方法

1 給与所得者に対する減税

- ✓ **６月以降の源泉徴収税額**から減税
- ✓ ６月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の**税額から順次減税

2 公的年金受給者に対する減税

- ✓ 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、**６月以降の源泉徴収税額**から減税
- ✓ ６月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の**税額から順次減税

3 不動産・事業所得者等に対する減税

- ✓ 予定納税対象者は、**第１期予定納税**の通知の機会に減税
- ✓ それ以外の者は、**確定申告**で減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

不動産所得・事業所得者等に対する減税

○ 原則として、**確定申告で減税**を行う。

○ ただし、**予定納税対象者**については、予定納税で減税を実施する。

✓ 第１期の予定納税額の通知（６月）の際に、**本人分の減税額（３万円）を控除**した額を通知する。

✓ **同一生計配偶者等分**については、簡易な手続による「減額申請」により、**通知税額からの控除を可能**にする。

✓ 第１期予定納税で控除しきれなかった減税額は、第２期予定納税（11月）の予定納税額から控除し、第２期予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

（参考）予定納税制度

・ 前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ（７月、11月）納付するという制度。
・ 予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知（６月）する。
・ 令和６年分の予定納税の減額申請の期限については、以下のとおり延期された。

項　目	変　更　後	変　更　前
第１期分の納期	令和６年７月１日（月）から 同年９月30日（月）まで	令和６年７月１日（月）から 同月31日（水）まで
第１期分及び第２期分の 予定納税減額申請の期限	令和６年７月31日（水）	令和６年７月15日（月） ※　祝日のため、実際は同月16日（火）

（参考）個人住民税の定額減税の概要

総務省資料を基に作成

○　令和６年度分の個人住民税所得割の額から、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき、１万円の減税**を行う。

※　納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。

○　減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

○　定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

【イメージ】給与所得に係る特別徴収の場合

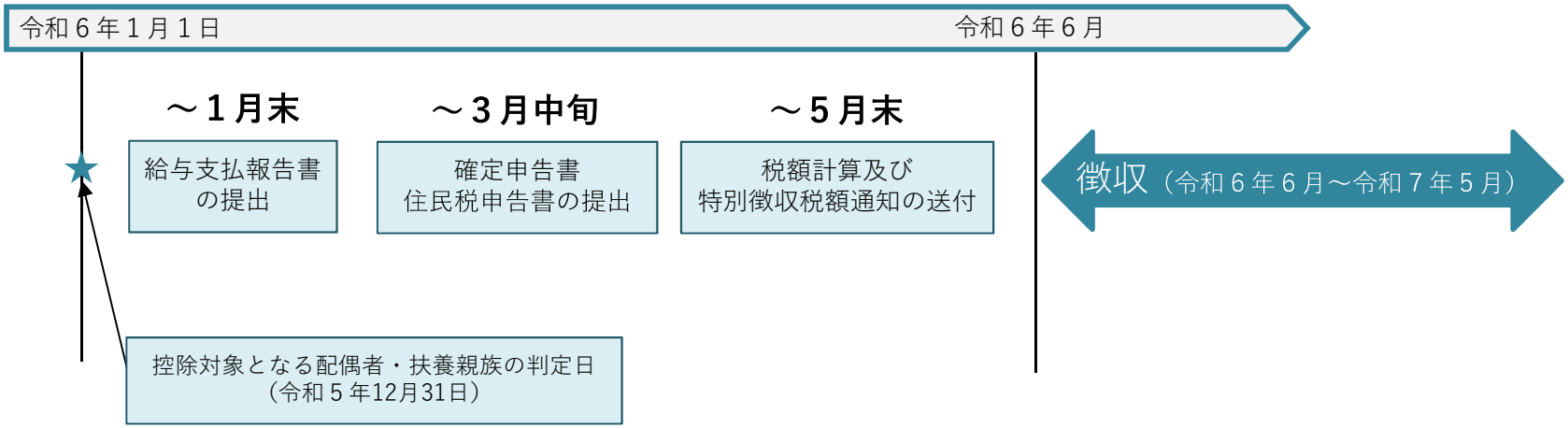

（参考）個人住民税の減税の実施方法

総務省資料を基に作成

給与所得に係る特別徴収

✓ 令和６年６月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和６年７月分～令和７年５月分の11か月でならす。【平成10年度の特別減税と同方式】

普通徴収（事業所得者等）

✓ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第１期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第１期分から控除しきれない場合は、第２期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

✓ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和６年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和６年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

【イメージ】減税の実施方法

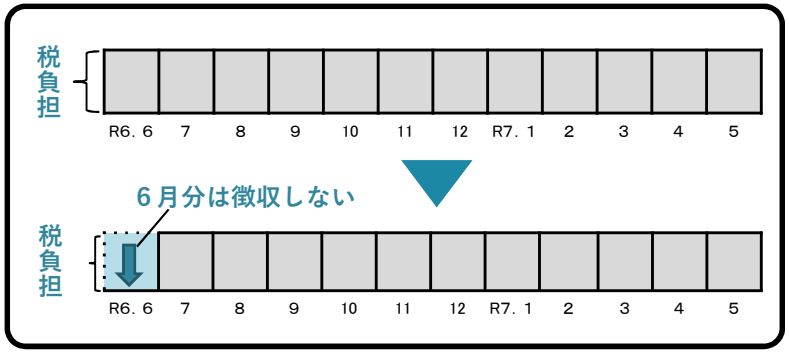

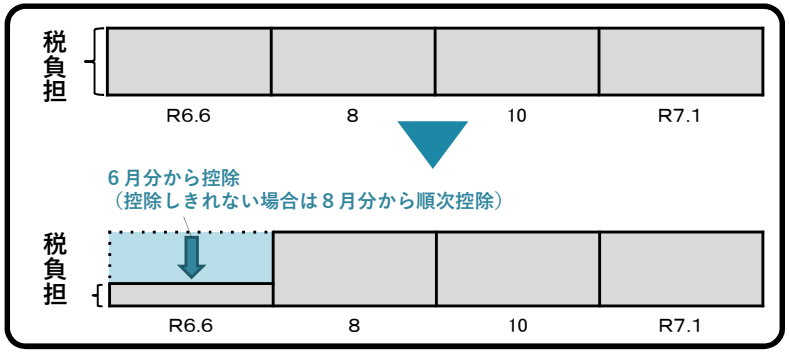

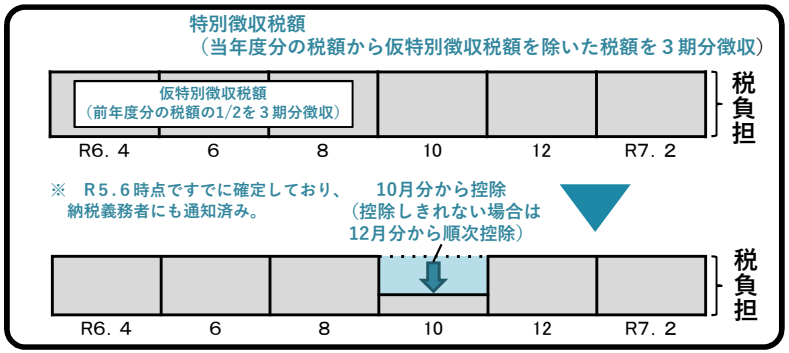

※ 年度の途中で徴収方法が変更される者については、地方団体及び特別徴収義務者の事務負担等を考慮しつつ、適切に減税が実施されるよう所要の措置を講ずる。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

(1) **令和６年入居に限り、**子育て支援の観点から、**子育て世帯及び若者夫婦世帯**（以下「子育て世帯等※」という。）における住宅ローン控除の要件が以下のとおり拡充された。

- ✓ 認定住宅等の新築等・買取再販住宅の取得について、**借入限度額が上乗せ**された。
- ✓ 令和６年12月31日以前に建築確認を受けた認定住宅等の新築等の場合、**合計所得金額1,000万円以下の者**に限り、床面積要件が「50㎡以上」から「**40㎡以上50㎡未満**」**に緩和**された（子育て世帯等以外の個人にも適用あり）。

※ **「子育て世帯等」**とは、申告を行う個人が、次のいずれかに該当する場合をいいます。
① 年齢が40歳未満、かつ、配偶者を有する場合
② 年齢が40歳以上、かつ、年齢が40歳未満の配偶者を有する場合
③ 年齢が19歳未満の扶養親族を有する場合

※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

改正前（令和６年・７年入居）

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
個人	4,500万円	3,500万円	3,000万円

▶

改正後（令和６年入居に限る）

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

2-2 住宅借入金等特別控除の拡充措置 令和６年限りの措置

⑵　既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10％を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

※　その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

対象工事		対象工事限度額	控除限度額
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円（600万円）	50万円（60万円）
	耐震or省エネ+耐久性	250万円（350万円）	25万円（35万円）
子育て対応改修【拡充】		**250万円**	**25万円**

※　カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合の金額
※　対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで５％の税額控除

「子育て対応改修工事」とは、次の工事をいいます。

① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
② 対面式キッチンへの交換工事
③ 開口部の防犯性を高める工事
④ 収納設備を増設する工事
⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

3　国外居住親族に係る送金関係書類の範囲の拡充

概要

○　国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の**「送金関係書類」**の範囲に、**「電子決済手段等取引業者※1（みなし電子決済手段等取引業者※2を含む。）の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段※3の移転によってその居住者から親族に支払をしたことを明らかにするもの」**が追加された※4。

※1　電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換などの電子決済手段等取引業を行う者として、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
※2　銀行等又は資金移動業者で、電子決済手段の発行業務も行う者をいう。
※3　いわゆるステーブルコインのうち法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものとして、資金決済に関する法律第2条第5項 に掲げる電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値などをいう。
※4　「38万円送金関係書類」の範囲についても、同様の書類が追加された。

改正後の送金関係書類のイメージ

①　外国送金依頼書の控え

②　クレジットカードの利用明細書又はその写し

NEW ③　**電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段の国外移転の依頼をする場合の依頼書の控え**

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養に係る医療費控除の取扱い

○　令和６年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のうち、一部の先発医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて、**「特別の料金」**※1を支払うこととされた※2。
⇒　「特別の料金」も、**医療費控除の対象となる**ことに留意する。

※１　「特別の料金」とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当の料金をいう。
※２　先発医薬品が処方等される場合であっても、医療上必要であると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえて後発医薬品を提供することが困難な場合は、「特別の料金」の支払は要しない。

確定申告における留意事項

○　「特別の料金」の金額は、**医療費の領収証の保険外負担欄**に記載される（スライド10ページ参照）。

○　「特別の料金」は、**保険適用外部分**の金額であることから、**「医療費通知情報」**や**「医療費のお知らせ」**における保険診療に係る金額部分には、**「特別の料金」の金額は含まれていない。**

⇒　したがって、これらの書類又は電子データを利用して医療費控除を適用する場合は、**別途、領収証から「特別の料金」の額を集計し、医療費の額に加算する**必要があることに留意

〔参考〕特別の料金の計算方法のイメージ

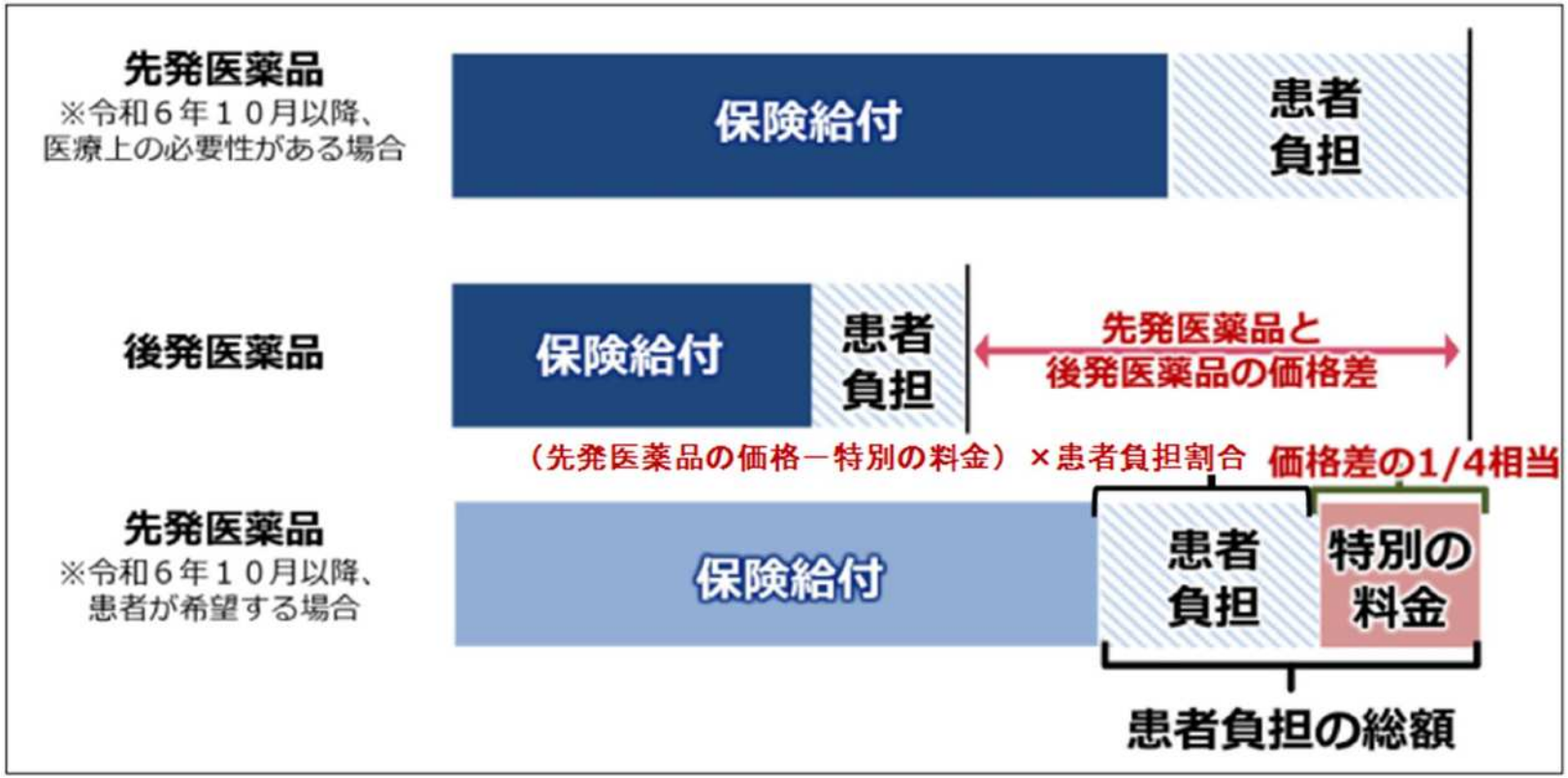

〔参考〕領収証の様式例

（別紙様式１）　　（医科診療報酬の例）

領　　収　　証

患者番号	氏　　名
	様

請求期間　（入院の場合）
年　月　日～　　年　月　日

受診科	入・外	領収書Ｎｏ．	発　行　日	費　用　区　分	負担割合	本・家	区　分
			年　月　日				

保　険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検　　査	画像診断	投　　薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注　　射	リハビリテーション	精神科専門療法	処　　置	手　　術	麻　　酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	その他	診断群分類（ＤＰＣ）	食事療養	生活療養		
	点	点	点	円	円		

保険外負　担	評価療養・選定療養	その他
	（内訳）	（内訳）

	保　険	保　険（食事・生活）	保険外負担
合　計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額合　計	円		

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都○○区○○　○－○－○
○○○病院　　○　○　　○　○

領収印

おむつ費用の医療費控除適用に係る添付書類について

【改正前】

おむつ費用の医療費控除適用が１年目の者は、確定申告の際に、「おむつ使用証明書」の添付又は提示が必要

【改正後】（令和６年分以後）

おむつ費用の医療費控除適用が１年目の者のうち、次の全ての要件に該当する場合は、おむつ費用の医療費控除適用が２年目以降の者と同様に、**「おむつ使用証明書」に代えて、「市町村が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」又は「主治医意見書の写し」の添付又は提示**をすることができることとされた。

① おむつを使用した年に現に受けていた要介護認定及び当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続している場合に限る。）で、それらの有効期間がおむつ費用の医療費控除を受ける年分以降において６ヶ月以上であること

② 上記の審査に当たり作成された主治医意見書であること

③ 主治医意見書に、おむつの使用に係る一定の事項が記載されていること

【改正後】の要件①のイメージ（令和６年分で、おむつ費用の医療費控除を初めて適用するケース）

要件①に該当するケース

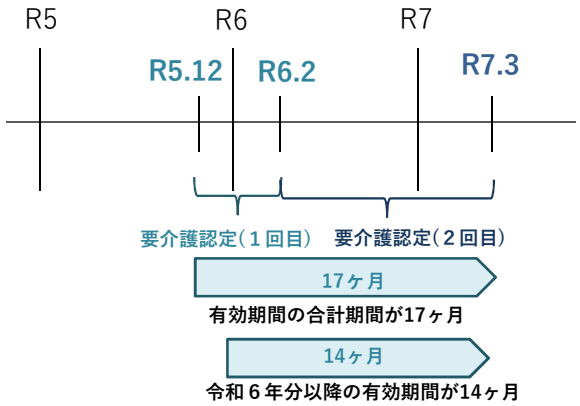

要件①に該当しないケース

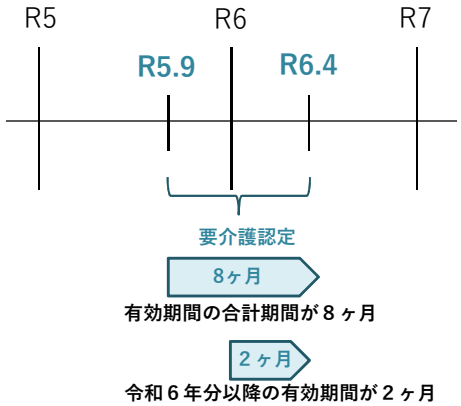

要件①に該当しないケース

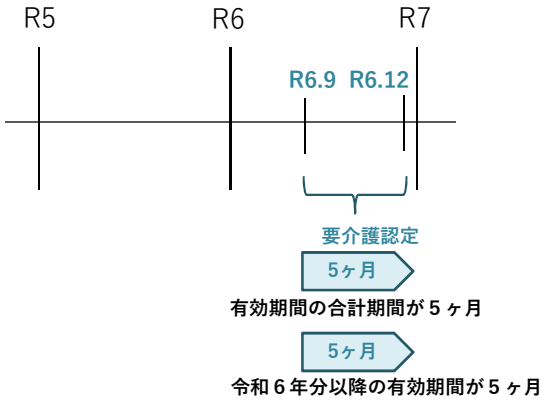

改正後の添付（提示）書類のイメージ

おむつ費用の医療費控除適用年	改正前
１年目	おむつ証明書
２年目以降	次のいずれかの書類 ・　おむつ証明書 ・　市町村が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類 ・　主治医意見書の写し（３年以内に作成）

改正後
次のいずれかの書類 ・　おむつ証明書 ・　**市町村が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類** ・　**主治医意見書の写し（４年以内に作成）**

※　平成29年分以後の確定申告書を平成30年１月１日以後に提出する場合、「おむつ使用証明書」等について、①証明年月日、②証明の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を医療費控除の明細書の欄外余白などに記載することにより、確定申告書への添付又は提示を省略可能。なお、この場合、添付又は提示を省略した「おむつ使用証明書」等は、医療費の領収書とともに確定申告期限等から５年間保存が必要。

Ⅱ　申告手続・申告書等の様式に関する主な改正

1-1 住宅借入金等特別控除の申告手続の簡素化（年末残高調書方式）【再周知】

改正前 〔年末残高**証明書**方式〕

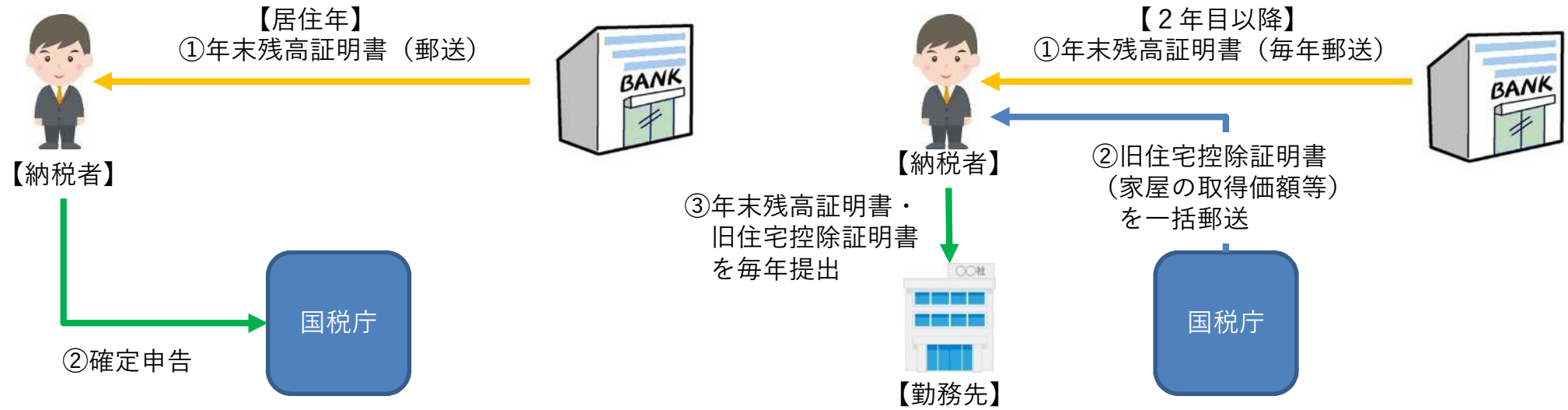

改正後 〔年末残高**調書**方式〕（令和５年１月１日以後に入居する者が令和６年１月１日以後に申告書を提出する場合に適用）

順次、証明書方式から調書方式に移行

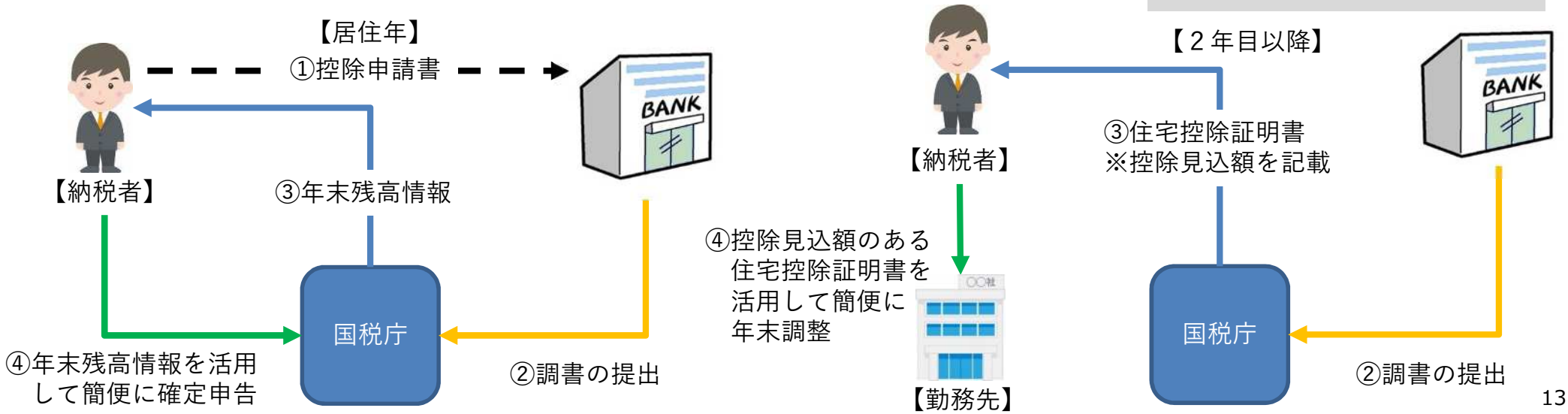

住宅借入金等特別控除の申告手続の簡素化（年末残高調書方式）【再周知】

確定申告対応時のポイント

1 添付書類について（居住開始年分）

○ 年末残高調書方式の場合は、次の書類については、**添付不要**とされている。

- **住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**
  ※ 複数の住宅取得資金に係る借入金がある場合、調書方式を適用していない借入金については、添付が必要
- **住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し**
- **土地の売買契約書の写し**
  ※ 住宅を新築した場合のみ添付が必要 ⇒ 新築の建売住宅の取得や中古・買取再販住宅の取得の場合は添付不要

2 確定申告会場に持参する書類等について

○ 年末残高調書方式の場合であっても、**住宅借入金等特別控除の計算明細書の作成時**には、これまでと同様に年末残高、住宅や土地の取得価額など、従来から記載又は入力している内容は引き続き記載（入力）する必要があるため、**これらの記載すべき内容が分かる書類やデータの持参が必要**であることに留意。

⇒ 給与所得の源泉徴収票と同様（添付不要であるが、確定申告書作成時には必要）

2 退職所得の申告について【再周知】

【原則】

○　退職所得の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税等の課税関係が終了（分離課税）するため、原則、確定申告は不要。

【例外】

○　医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で**確定申告書を提出する場合**は、確定申告書に**退職所得の金額を記載しなければならない**。

- ✓　合計所得金額の計算に当たっては当該**退職所得の金額を含める**こととされています。
- ✓　所得税に係る基礎控除、配偶者控除等の適用や控除額の計算、住宅借入金等特別控除その他の各種特例の適用や贈与税に係る住宅取得等資金の非課税の適用などについては、**各年分の当該合計所得金額に応じて可否や適用額を判定**することとなっています。

3 確定申告書等の様式改訂

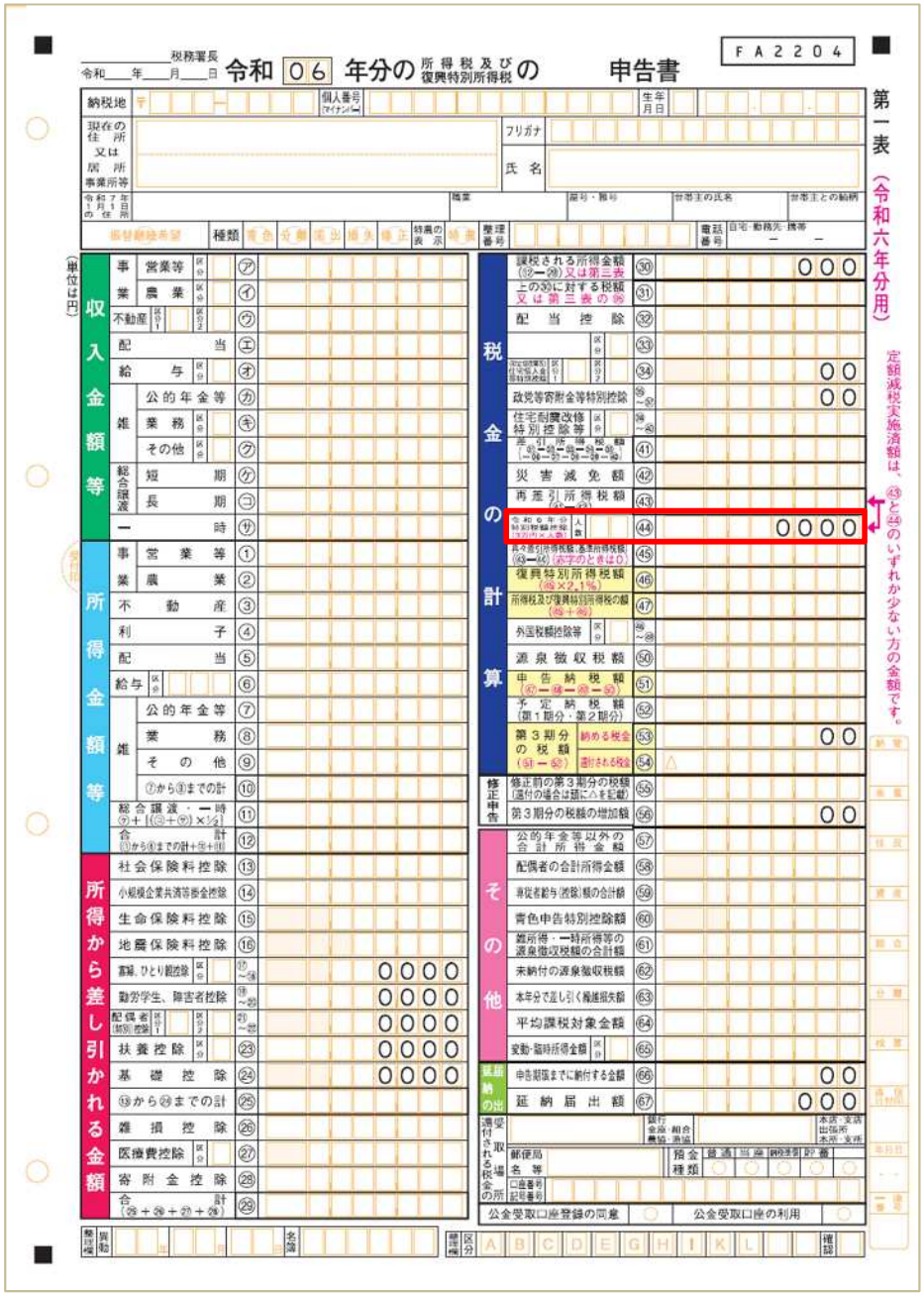

主な改訂内容

○「令和６年分特別税額控除」欄を追加

✓ 令和６年度税制改正により措置された令和６年分所得税についての定額による所得税の特別控除（いわゆる定額減税）の対象となる人数及び定額減税の金額を記載する欄が追加された。

✓ 「人数」欄には、本人を含めた定額減税の対象となる人数を記載し、定額減税の金額は、次の金額の合計額を記載する。

Ⓐ 本人※ 30,000円

Ⓑ 同一生計配偶者又は扶養親族※ １人につき 30,000円

※ 居住者に限る

【確定申告書（第二表）】

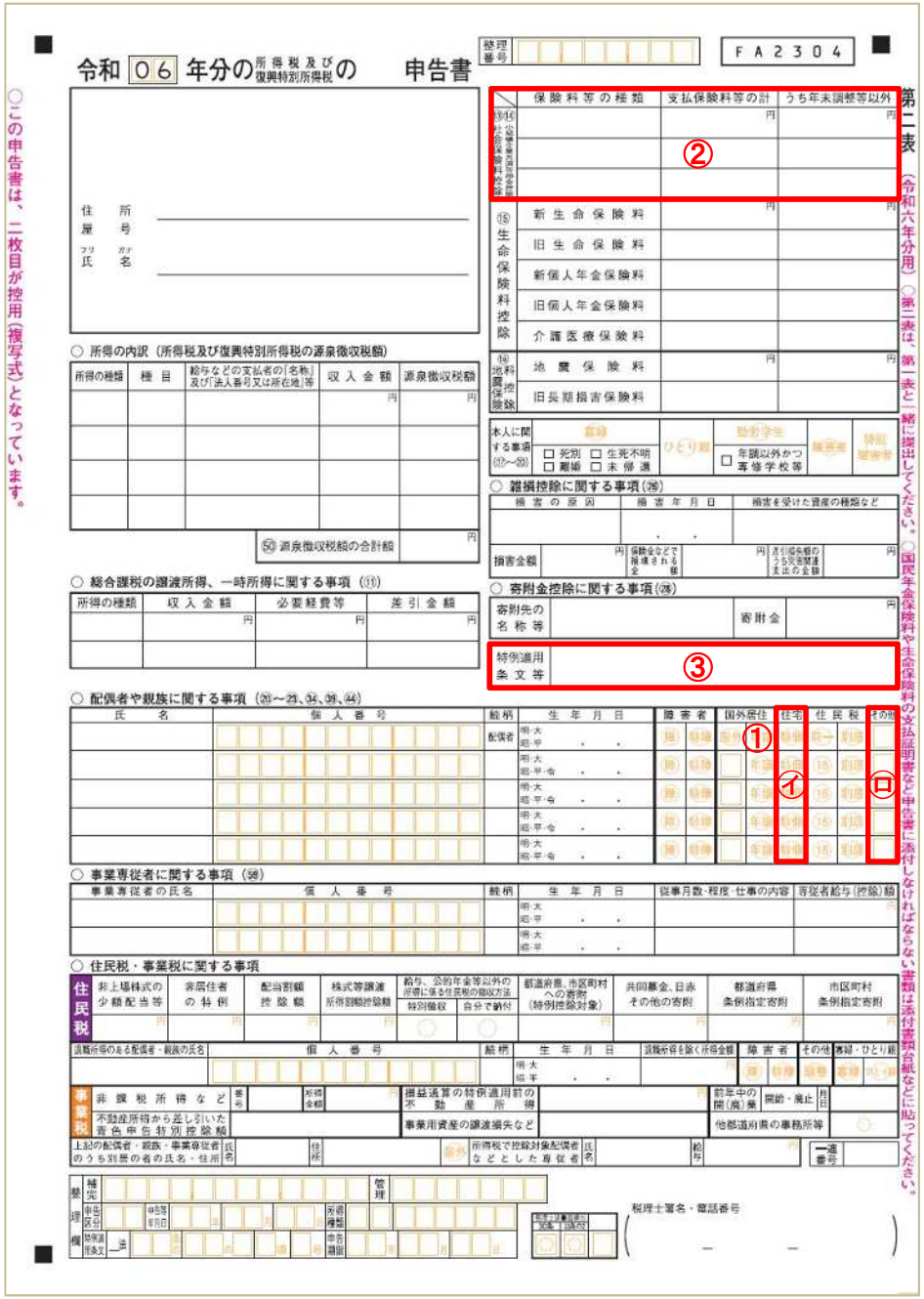

主な改訂内容

① 「配偶者や親族に関する事項」欄の改訂

㋑ 住宅借入金等特別控除及び住宅特定改修特別控除に係る税制改正に伴い、40歳未満であって配偶者を有する者、40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」という。）の判定を行うため、「住宅」欄が追加された。

以下に該当する場合にはそれぞれの欄に「○」を付す。

Ⓐ 納税者本人が特例対象個人に該当し、①配偶者が配偶者（特別）控除の対象とされていない場合又は②配偶者が他の親族の扶養控除の対象とされている場合

Ⓑ 納税者本人が特例対象個人に該当し、扶養親族が19歳未満であり、他の親族の配偶者控除又は扶養控除（個人住民税の非課税限度額制度における16歳未満の扶養親族を含む。）の控除対象とされている場合

㋺ 定額減税の実施に伴い、所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者又は定額減税の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）に該当する者の判定を行うため、「その他（調整）」欄を「その他」欄に変更した。

Ⓐ 所得金額調整控除の対象となる場合で、以下のいずれかに該当する場合

- 扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、納税者本人の扶養控除又は障害者控除の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は23歳未満である場合
- 配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、納税者本人の配偶者（特別）控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合

・・・「１」を記載※

※ 変更前は、Ⓐの条件に該当する場合に「○」を付すこととしていた。

Ⓑ 定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合

・・・「２」を記載

② 「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」欄の変更

スペース確保のため、記載欄が１行削除された。

③ 「特例適用条文等」欄の変更

スペース確保のため、位置を変更するとともに、サイズが縮小された。

【確定申告書（第三表）】

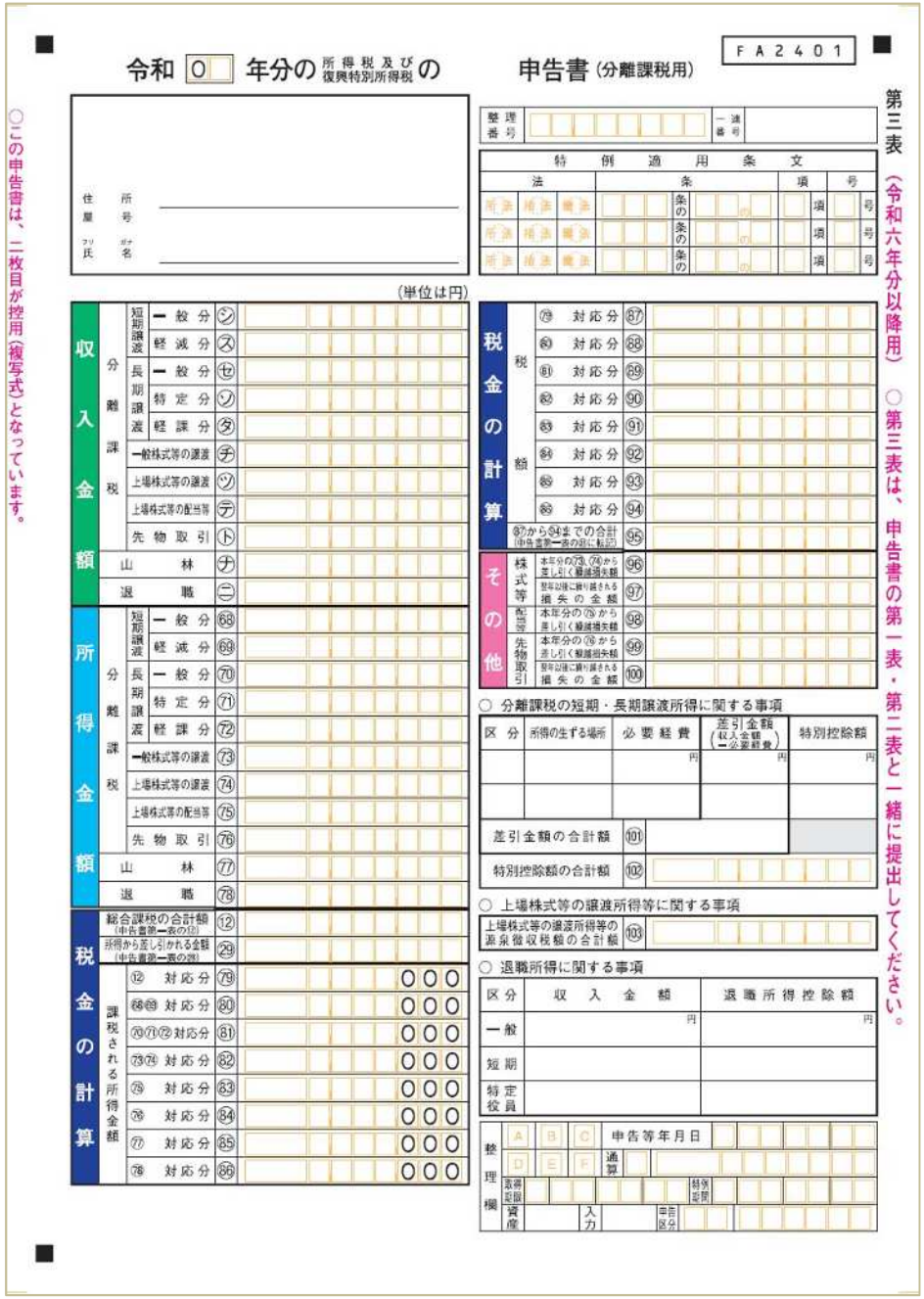

主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄が追加されたたことにより、番号が２ずつ繰り下げられた。
例：66→68

【確定申告書（第四表）】①

令和 0 年分の所得税及びの復興特別所得税の 申告書（損失申告用） FA0054

第四表（一）（令和六年分以降用）

現在の住所又は居所事業所等		フリガナ 氏名	
整理番号		一連番号	

1 損失額又は所得金額

A	経常所得（申告書第一表の①から⑥までの計＋⑩の合計額）							㊽	円
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）	Ⓓ特別控除額	Ⓔ損失額又は所得金額	
B 譲渡 短期	分離譲渡			円	円	㋐ 円		㊾	円
B 譲渡 短期	総合譲渡					㋑	円	㊿	
B 譲渡 長期	分離譲渡			円	円	㋒		(71)	
B 譲渡 長期	総合譲渡					㋓	円	(72)	
B 一時								(73)	
C 山林				円				(74)	
D 退職	一般				円	円		(75)	
D 退職	短期								
D 退職	特定役員								
E	一般株式等の譲渡							(76)	
E	上場株式等の譲渡							(77)	
E	上場株式等の配当等				円	円		(78)	
F	先物取引							(79)	
(80) 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額				円	(81) 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		円	特例適用条文	

2 損益の通算

所得の種類			Ⓐ通算前	Ⓑ第1次通算後	Ⓒ第2次通算後	Ⓓ第3次通算後	Ⓔ損失額又は所得金額
A	経常所得		㊽ 円	円	円	円	円
B 譲渡 短期	総合譲渡		(70)				
B 譲渡 長期	分離譲渡（特定損失額）		(71) △				
B 譲渡 長期	総合譲渡		(72)				
B 一時			(73)				
C 山林			→	(74)			㋟
D 退職			→	(75)			
損失額又は所得金額の合計額						(82)	

第1次通算 / 第2次通算 / 第3次通算

資産		整理欄	

主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄が追加されたことにより、番号が２ずつ繰り下げられた。
例：66→68

【確定申告書（第四表）】②

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用） FA0059

第四表(二)（令和六年分以降用）

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

整理番号 ［　］ 一連番号 ［　］

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	83	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	84	
変動所得の損失額	85	

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	Ⓐ損害金額	Ⓑ保険金などで補塡される金額	Ⓒ差引損失額（Ⓐ－Ⓑ）	
	山林以外	営業等・農業			・・	円	円	円	86
	山林以外	不動産			・・				87
	山林				・・				88

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	89	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	90	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	Ⓒ翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額（Ⓐ－Ⓑ）
A ＿年（3年前）	純損失 ＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	円	
		山林所得の損失				
	純損失 ＿年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
B ＿年（2年前）	純損失 ＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失				円
		山林所得の損失				
	純損失 ＿年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					
C ＿年（前年）	純損失 ＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失				
		山林所得の損失				
	純損失 ＿年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失					

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	91	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	92	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額	93	円

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	94	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	95	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	96	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	97	円

資産 ［　］ 整理欄 ［　］

【確定申告書（第四表）（付表）】①

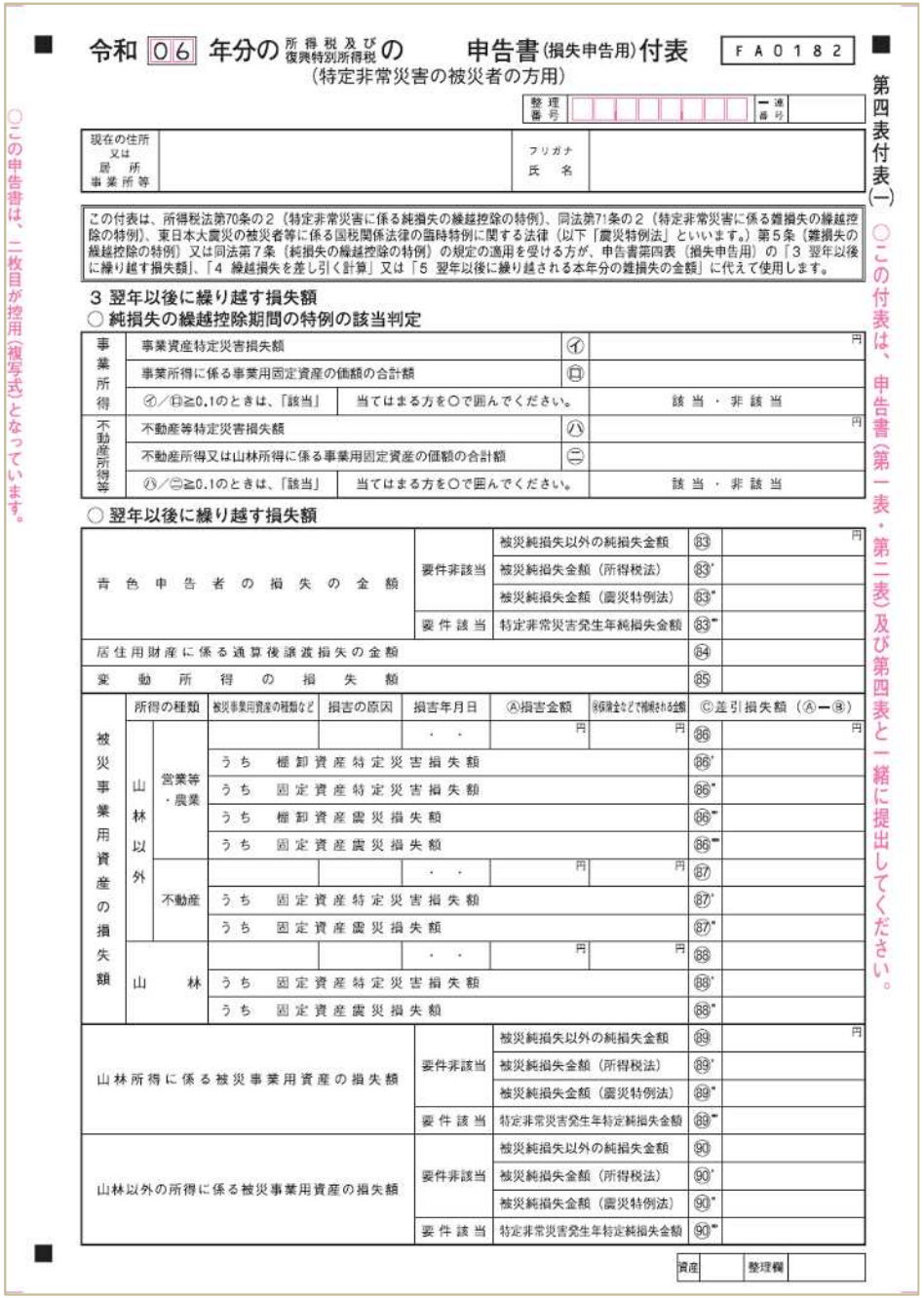

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の　申告書(損失申告用)付表　FA0182

（特定非常災害の被災者の方用）

第四表付表(一)

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

整理番号		一連番号	
現在の住所又は居所事業所等		フリガナ 氏名	

この付表は、所得税法第70条の２（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）、同法第71条の２（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第５条（雑損失の繰越控除の特例）又は同法第７条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「３ 翌年以後に繰り越す損失額」、「４ 繰越損失を差し引く計算」又は「５ 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

３ 翌年以後に繰り越す損失額

○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所得	事業資産特定災害損失額	㋑	円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㋺	
	㋑／㋺≧0.1のときは、「該当」　当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	㋩	円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㋥	
	㋩／㋥≧0.1のときは、「該当」　当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	83	円
		被災純損失金額（所得税法）	83'	
		被災純損失金額（震災特例法）	83"	
	要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	83"'	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			84	
変動所得の損失額			85	

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	Ⓐ損害金額	Ⓑ保険金などで補てんされる金額	Ⓒ差引損失額（Ⓐ－Ⓑ）	
	山林以外	営業等・農業			・・	円	円	円	86
			うち 棚卸資産特定災害損失額						86'
			うち 固定資産特定災害損失額						86"
			うち 棚卸資産震災損失額						86"'
			うち 固定資産震災損失額						86"'
		不動産			・・	円	円		87
			うち 固定資産特定災害損失額						87'
			うち 固定資産震災損失額						87"
	山林				・・	円	円		88
			うち 固定資産特定災害損失額						88'
			うち 固定資産震災損失額						88"

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	89	円
		被災純損失金額（所得税法）	89'	
		被災純損失金額（震災特例法）	89"	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	89"'	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	90	
		被災純損失金額（所得税法）	90'	
		被災純損失金額（震災特例法）	90"	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	90"'	

資産		整理欄	

主な改訂内容

確定申告書（第一表）に欄が追加されたことにより、番号が２ずつ繰り下げられた。

例：81→83

【確定申告書（第四表）（付表）】②

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の　申告書(損失申告用)付表　FA0192

（特定非常災害の被災者の方用）

整理番号　一連番号

第四表付表(二)

○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

4 繰越損失を差し引く計算（5年前、4年前及び3年前に生じた損失）

年分	損失の種類							㋑前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	㋒翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額(㋑−Ⓑ)
A 令和元年（5年前）	純損失	令和元年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外					
					山林					
		令和元年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外					
					山林					
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外					
					山林					
				被災純損失（震災特例法）	山林以外			円	円	
					山林					
	雑損失	特定雑損失（所得税法）								
		特定雑損失（震災特例法）						円	円	
B 令和2年（4年前）	純損失	令和2年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外					
					山林					
		令和2年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外					
					山林					
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外					
					山林					
				被災純損失（震災特例法）	山林以外			円	円	円
					山林					
	雑損失	特定雑損失（所得税法）								
		特定雑損失（震災特例法）						円	円	円
C 令和3年（3年前）	純損失	令和3年が青色の場合	要件該当	被災純損失以外の損失	山林以外					
					山林					
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外					
					山林					
		令和3年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失				円	円	
				被災事業用資産の損失	山林以外					
					山林					
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外					
					山林					
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外					
					山林					
				被災純損失（震災特例法）	山林以外			円	円	円
					山林					
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失								
		特定雑損失（所得税法）								
		特定雑損失（震災特例法）						円	円	円

資産　整理欄

【確定申告書（第四表）（付表）】③

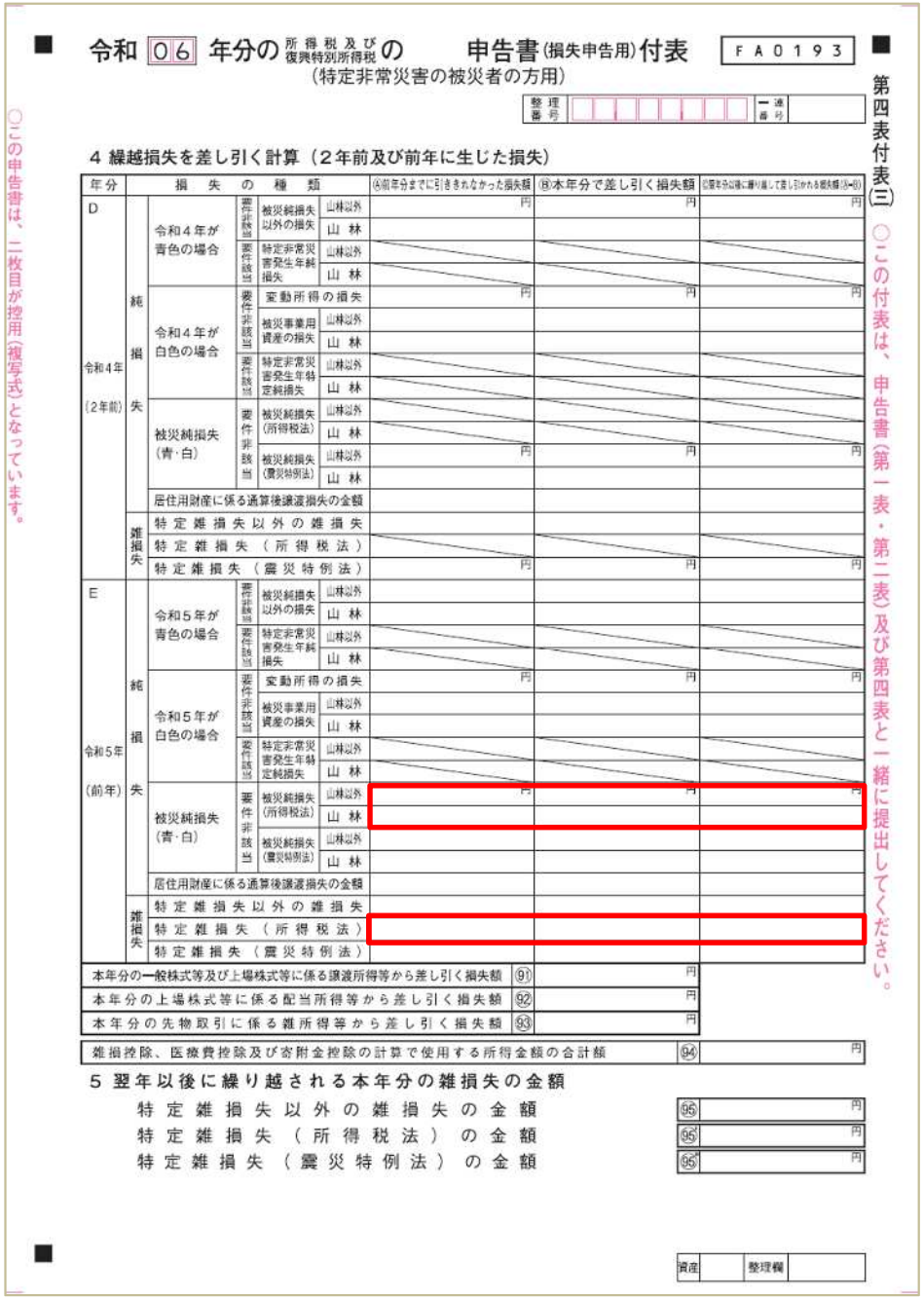

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の　申告書(損失申告用)付表　FA0193

（特定非常災害の被災者の方用）

整理番号　一連番号

第四表付表(三)

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算（2年前及び前年に生じた損失）

年分	損失の種類					⑥前年分までに引ききれなかった損失額	⑧本年分で差し引く損失額	⑨翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額(⑥−⑧)
D 令和4年（2年前）	純損失	令和4年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外	円	円	円
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和4年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用資産の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	円
					山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
		特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	円
E 令和5年（前年）	純損失	令和5年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和5年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用資産の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外	円	円	円
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外			
					山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
		特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）						

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑨1	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	⑨2	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額	⑨3	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑨4	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	⑨5	円
特定雑損失（所得税法）の金額	⑨5	円
特定雑損失（震災特例法）の金額	⑨5	円

資産　整理欄

主な改訂内容

○　繰越損失を差し引く計算（２年前及び前年に生じた損失）に係る改訂

令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律により、令和６年能登半島地震に係る被災純損失（所法70の２）及び被災雑損失（所法71の２）を、納税者の選択により、令和５年分の損失とみなすことができるようになったことへの対応。

【住宅借入金等特別控除計算明細書（一面）】

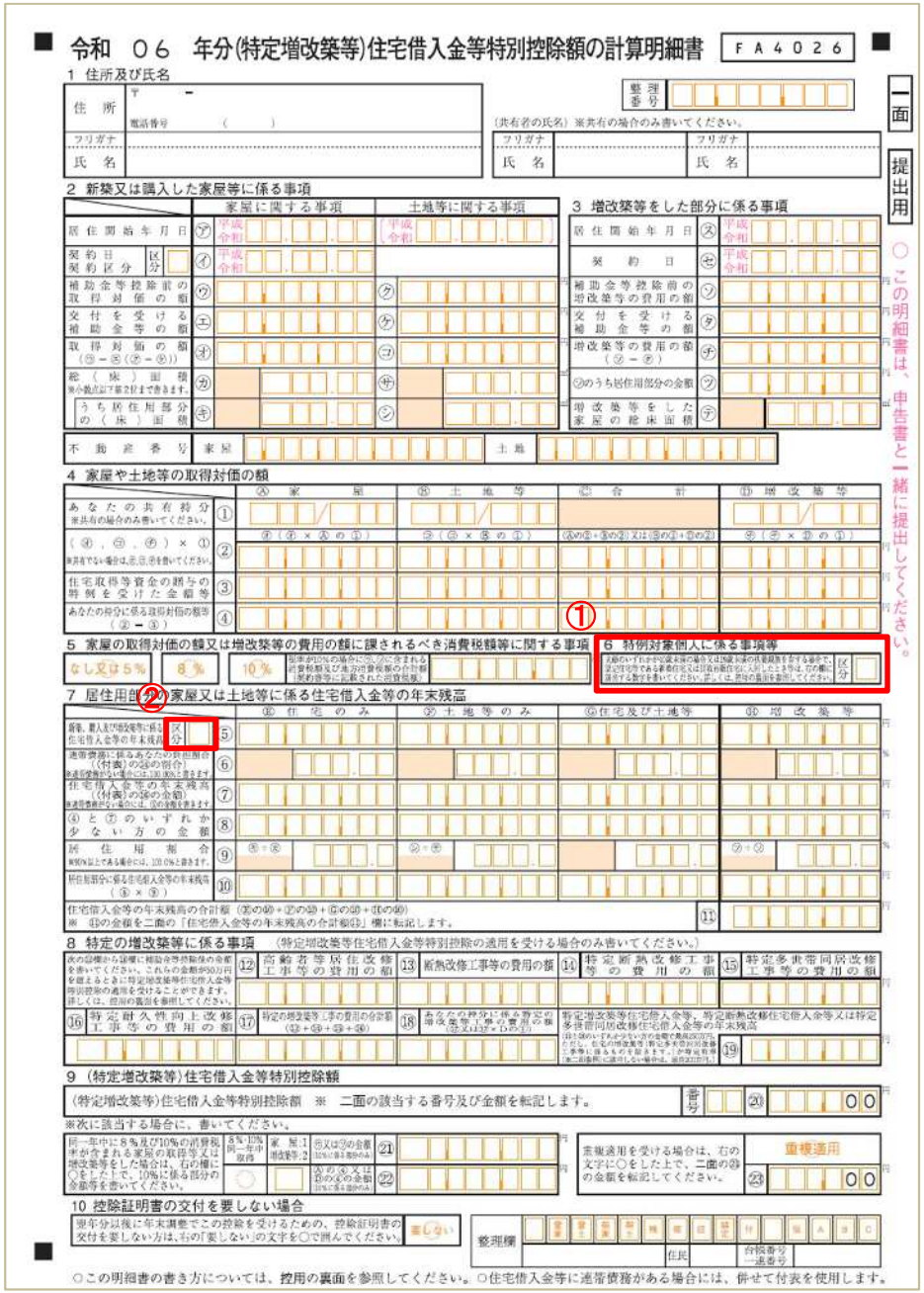
令和　06　年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書　FA4026

1 住所及び氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

4 家屋や土地等の取得対価の額

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

6 特例対象個人に係る事項等

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

8 特定の増改築等に係る事項

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

10 控除証明書の交付を要しない場合

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

主な改訂内容

①　「6　特例対象個人に関する事項等」欄の新設

特例対象個人等を判定するため、以下の事項に該当する場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

7：夫婦のいずれかが40歳未満

8：19歳未満の扶養親族を有する

9：上記7と8の両方に該当する

1：特例取得に該当し、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年12月31日までに入居できず、令和3年12月31日までに入居した場合（※1）

※1　旧「6　新型コロナウイルスの影響による入居遅延」の「あり」に○を付す場合に対応するもの

②　「⑤新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」の区分欄の新設

調書方式（※2）に対応する金融機関に適用申請書を提出している場合にはそれぞれ該当する番号を記入する。

1：全ての住宅借入金等が調書方式の場合

2：一部の住宅借入金等が調書方式の場合

※2　住宅借入金等債権者が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、国税当局から納税者に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式

【住宅借入金等特別控除計算明細書（二面）】

令和06年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。　氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額　※　一面の⑪の金額を転記します。　⑪

番号	居住の用に供した日等				算式等	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
1	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	認定長期優良住宅又は低炭素住宅	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅：令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高31万5千円） 円 00
				新築住宅又は買取再販住宅：令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高35万円） 円 00
				中古住宅	⑪×0.007= ⑳	（最高21万円） 円 00
			平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	（最高50万円） 円 00
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ⑳	（最高30万円） 円 00
2			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	（最高50万円） 円 00
3		ZEH水準省エネ住宅（※5）	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅：令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高24万5千円） 円 00
				新築住宅又は買取再販住宅：令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高31万5千円） 円 00
				中古住宅	⑪×0.007= ⑳	（最高21万円） 円 00
4		省エネ基準適合住宅（※5）	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅：令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高21万円） 円 00
				新築住宅又は買取再販住宅：令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007= ⑳	（最高28万円） 円 00
				中古住宅	⑪×0.007= ⑳	（最高21万円） 円 00
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用（1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。）		令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅：令和6年中に入居	⑪×0.007= ⑳	（最高14万円） 円 00
				新築住宅又は買取再販住宅：令和4年中又は令和5年中に入居	⑪×0.007= ⑳	（最高21万円） 円 00
				中古住宅又は増改築等	⑪×0.007= ⑳	（最高14万円） 円 00
			平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	（最高40万円） 円 00
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ⑳	（最高20万円） 円 00
6			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	（最高40万円） 円 00
7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択		令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき　⑫の金額（最高1,000万円）―⑥（　）⑬の金額（　）×0.02 +（⑫−⑬）×0.01=	⑳	（最高12万5千円） 円 00
				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき　⑫の金額（最高1,000万円）―⑥（　）⑬の金額（　）×0.02 +（⑫−⑬）×0.01=	⑳	（最高12万円） 円 00
8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択		令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき　⑫の金額（最高1,000万円）―⑥（　）⑬の金額（　）×0.02 +（⑫−⑬）×0.01=	⑳	（最高12万5千円） 円 00
				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき　⑫の金額（最高1,000万円）―⑥（　）⑬の金額（　）×0.02 +（⑫−⑬）×0.01=	⑳	（最高12万円） 円 00
9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択		令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑫の金額（最高1,000万円）―⑥（　）⑬の金額（　）×0.02 +（⑫−⑬）×0.01=	⑳	（最高12万5千円） 円 00
10	震災特例法（※6）の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択		令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅：令和6年中にその他の住宅に入居又は令和6年中に特例対象個人以外が認定住宅等に入居	⑪×0.009= ⑳	（最高40万5千円） 円 00
				新築住宅又は買取再販住宅：令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が認定住宅等に入居	⑪×0.009= ⑳	（最高45万円） 円 00
				中古住宅又は増改築等	⑪×0.009= ⑳	（最高27万円） 円 00
			平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012= ⑳	（最高60万円） 円 00
11			令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012= ⑳	（最高60万円） 円 00

（再び居住の用に供したことに係る事項）

転居年月日	平成・令和　年　月　日	再居住開始年月日	平成・令和　年　月　日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	□ 賃貸の用　平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日　□ 空家　□ その他（　）		
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用	□【再び居住の用に供した場合の再適用】再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	□【再び居住の用に供した場合の適用】再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

※1　⑳欄の金額を一面の⑳欄に転記します。
※2　⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
※3　特例対象個人については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
※4　（特例）特別特例取得及び（特別）特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。
※5　「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、（特例）特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
※6　「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
※7　「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○　重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉓	円 00

※　㉓欄の金額を一面の㉓欄に転記します。

○　不動産番号が一面に書ききれない場合

（1）　（2）　（3）　（4）

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面　提出用

○　二面は一面と一緒に提出してください。

▍主な改訂内容

○　控除額の計算欄の改訂

税制改正に対応するため、特例対象個人に係る計算欄が新設された。

なお、令和６年分より認定住宅等以外の新築住宅については、令和５年末までに建築確認を受けた住宅である、又は令和６年６月30日までに建築された住宅である、といった要件を満たさない場合、住宅借入金等特別控除を適用することができなくなること等を踏まえ、認定住宅等とその他の住宅の順番が入れ替えられた。